

3.2.12 廃棄物の状況

本市における一般廃棄物の処理状況は、表 3.2.12.1 に示すとおりです。

本市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.0 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約+2.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量は約 84.4 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 0.9 万トン増加（約+1.1%）、事業系に区分されるごみと資源の総量は約 37.6 万トンで前年度に比べ約 1.7 万トン増加（約+4.8%）となっています。

平成 26 年度から平成 30 年度に本市内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.2 に、平成 18 年度、平成 21 年、平成 28 年から平成 30 年度に神奈川県内から発生した産業廃棄物の発生量と処理状況は表 3.2.12.3 に示すとおりです。

また、対象事業実施区域内において産業廃棄物最終処分場跡地が確認されています（資料編：資料 6～7 参照）。

表 3.2.12.1 横浜市における一般廃棄物の処理状況

(単位：トン)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
ごみと資源の総量		1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597		
処理内訳	ごみ系	家庭焼却	584,356	580,945	577,071	569,112	581,269	
		家庭埋立	2,364	2,113	1,867	182	312	
		小計	586,719	583,058	578,938	569,295	581,581	
		事業焼却	302,268	301,192	300,635	298,140	305,374	
		事業埋立	3,212	3,248	3,188	2,914	3,692	
		小計	305,481	304,440	303,822	301,053	309,066	
	計		892,200	887,498	882,761	870,348	890,647	
	資源化量	家庭系	缶	8,973	8,762	8,648	8,547	8,671
			びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
			ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
			ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
			小さな金属類	4,960	4,632	4,497	4,446	4,648
			プラスチック製容器包装	48,217	47,736	47,800	47,979	48,817
			スプレー缶	642	630	619	593	611
古紙			1,463	1,314	1,266	1,190	1,209	
古布			607	542	533	519	508	
蛍光灯、電球			157	138	109	97	82	
乾電池			424	403	343	339	321	
粗大金属			5,798	5,599	5,578	5,792	6,704	
羽毛布団			4	21	8	12	10	
小型家電			10	26	35	56	61	
燃えないゴミ	—	—	—	1,489	1,333			
その他	—	—	57 ^{※1}	185 ^{※1}	60 ^{※1}			
小計		109,971	107,881	106,904	108,693	110,018		
資源集団回収		180,721	171,363	165,225	157,458	152,637		
事業系 ^{※2}	せん定枝	43,251	44,605	43,260	46,381	50,197		
	生ごみ	9,059	9,559	9,387	11,846	17,099		
	小計	52,310	54,164	52,647	58,227	67,296		
計		343,003	333,408	324,776	324,377	329,950		

※1 せん定枝リサイクル実証実験における資源化量及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。
 ※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。
 ※3 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。
 資料：「令和2年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和2年9月）

表 3.2.12.2 産業廃棄物の発生量と処理状況（横浜市）

（単位：万トン）

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	1,033	1,001	1,000	1,064	1,060
減量化量	681	622	650	658	770
再生利用量	291	335	294	384	245
最終処分量	61	46	56	22	45

資料：「令和 2 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課、令和 2 年 9 月）

表 3.2.12.3 産業廃棄物の発生量と処理状況（神奈川県）

（単位：千トン）

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	18,170	17,160	17,440	18,370	18,690
減量化量	9,890	8,910	10,000	10,460	11,450
再生利用量	6,820	7,110	6,310	7,170	6,900
最終処分量	1,460	1,140	1,130	740	340

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課、令和 3 年 4 月調べ）

3.2.13 法令等の状況

公害防止、自然環境保全及び災害防止等に関する法令等と本事業との関係の有無は、表 3.2.13.1 (1)～(6)に示すとおりです。

適用法令は令和3年4月現在の法令の施行状況等より判断したものであり、本事業との関係がある関連法令を遵守します。

表 3.2.13.1 (1) 環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	本事業との関係
環境一般	環境基本法	○
	神奈川県環境基本条例	-
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	-
	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
	横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
	環境影響評価法	-
	神奈川県環境影響評価条例	-
	横浜市環境影響評価条例	○
	横浜市開発事業の調整等に関する条例	-
	環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
	生活環境保全推進ガイドライン	○
大気汚染	大気汚染防止法	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
水質汚濁	水質汚濁防止法	○
	下水道法	○
	横浜市下水道条例	○
土壌汚染	土壌汚染対策法	○
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	-
騒音	騒音規制法	○
振動	振動規制法	○
地盤沈下	工業用水法	-
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	-
悪臭	悪臭防止法	-
日照阻害	建築基準法	-
	横浜市建築基準条例	-
	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	-
	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例	-

表 3.2.13.1 (2) 環境関連法令等（公害防止）

項目	法令等	本事業との関係
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	-
	アスベスト除去工事に関する指導指針	○
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
	神奈川県分別収集促進計画	-
	ヨコハマ3R夢プラン（一般廃棄物処理計画）	○
	第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
	横浜市空き缶等及びびび吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	○
	横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱	○
	最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	○
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	-
グリーン調達	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	○
環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
	横浜市環境管理計画	○
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜市自動車公害防止計画	○

表 3.2.13.1 (3) 環境関連法令等（自然環境保全）

項目	法令等	本事業との関係
自然環境一般	生物多様性基本法	○
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	○
	生物多様性保全上重要な里地里山（環境省）	○
	自然環境保全条例（神奈川県）	○
	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	-
	横浜市水と緑の基本計画	○
	横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
	横浜自然観察の森条例	-
	横浜市生物多様性保全再生指針	○
	これからの緑の取組 [2019-2023]	○
国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	-
	都市公園法	○
	神奈川県立自然公園条例	-
	神奈川県都市公園条例	-
	横浜市公園条例	○
自然環境保全地域	自然環境保全法	-
風致地区	都市計画法	○
	風致地区条例（神奈川県）	-
	横浜市風致地区条例	-
特別緑地保全地区	都市緑地法	-
近郊緑地保全地区	首都圏近郊緑地保全法	-
敷地内緑地、施設の設置	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
	横浜市緑化地域に関する条例	-
生産緑地地区	生産緑地法	-
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	-
農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	-
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	-
野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	-
自然再生	自然再生推進法	○
	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	-

表 3.2.13.1 (4) 環境関連法令等（災害防止）

項目	法令等	本事業との関係
保安林	森林法	-
砂防指定地	砂防法	-
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	-
地すべり防止地区	地すべり等防止法	-
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	-
河川保全区域	河川法	-
航空障害	航空法	-
防火・危険物等の取扱い	消防法	-
	横浜市火災予防条例	-
	化学物質の適正な管理に関する指針	-
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	-

表 3.2.13.1 (5) 環境関連法令等（温暖化対策）

項目	法令等	本事業との関係
温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
	エネルギー政策基本法	-
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	-
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	-
	非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	-
	バイオマス活用推進基本法	-
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	-
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	-
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	-
	神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	-
	神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
	神奈川県循環型社会づくり計画	○
	横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○

表 3.2.13.1 (6) 環境関連法令等（その他）

項目	法令等	本事業との関係
景観	景観法	○
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○
	屋外広告物法	-
	神奈川県屋外広告物条例	-
	横浜市屋外広告物条例	-
	神奈川県景観条例	○
	神奈川県景観づくり基本方針	○
	横浜市景観計画	○
	横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
	横浜市景観ビジョン	○
	横浜市公共事業景観ガイドライン	○
まちづくり方針	横浜市基本構想（長期ビジョン）	○
	横浜市中期4か年計画 2018～2021	○
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査 （国土交通省、農林水産省）	○
	地区計画、建築協定	-
	街づくり協議地区制度	-
	横浜都市交通計画	-
	土地区画整理法	-
	横浜市駐車場条例	○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	-
	横浜市 SDGs 未来都市計画	○
	文化財	文化財保護法
神奈川県文化財保護条例		-
横浜市文化財保護条例		-
その他	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	○
	横浜市環境教育基本方針	○
	光害対策ガイドライン	○
	墓地、埋葬等に関する法律	○
	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例	○

3.3 調査対象地域における地域特性の概要

「3.2 地域の概況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.3.1 (1) ～ (3) に示すとおりです。

対象事業実施区域は、昭和 20 年に米軍により接収され、平成 26 年 6 月に返還されました。現在は、図 3.2.6.1 に示すとおり対象事業実施区域のほとんどが都市計画区域として、市街化調整区域に指定されています。対象事業実施区域の周辺は、主として住居系の用途地域に指定され、住宅地として利用されています。

対象事業実施区域は、四季折々の草花を楽しむことができ、憩いの場として多くの人を訪れ、公園と一体となった緑豊かな空間の形成や防災機能の充実を図るとともに、全市的な課題となっている墓地需要に対応するため、公園型墓園として、芝生型納骨施設や合葬式納骨施設を整備するものです。また、車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等を楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50m の外周道路を整備します。

対象事業実施区域の周辺の主要道路としては、対象事業実施区域を南北に通過する県道 402 号（阿久和鎌倉）があり、続いて県道 403 号（菖蒲沢戸塚）があります。また、対象事業実施区域の北側には県道 22 号（横浜伊勢原）が、西側には環状 4 号線が、南東側には国道 1 号線があります。

表 3.3.1 (1) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 横浜地方気象台(横浜市中区山手町)における令和2年の気象の状況は、平均気温17.0℃、平均風速3.6m/s、最多風向は北、降水総量1,687.5mmとなっています。
地形、地質、地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の地形は、大部分に武蔵野段丘面群があり、一部に一般斜面、谷底平野、平坦化地、山麓緩斜面、山頂緩斜面が分布しています。 対象事業実施区域の地質は、大部分が火山灰・礫及び砂/武蔵野ローム層・武蔵野礫層で形成されており、一部に埋め立て土が分布しています。 対象事業実施区域の土壌は、大部分に厚層多腐植質黒ボク土があり、一部にその他の人工改変低地土があります。また、対象事業実施区域の地盤は、大部分に丘陵地及び台地面があり、一部に軟弱地盤層厚0～5mがあります。
水循環の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の西側には二級河川の境川と和泉川が、東側には二級河川の宇田川があります。 調査区域において、湧水は泉区で3地点、戸塚区で2地点あります。
植物、動物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の植生は、大部分に「ゴルフ場・芝地」及び「畑雑草群落」があり、一部に「クヌギーコナラ群集」があります。対象事業実施区域の潜在自然植生は、大部分に「シラカシ群集・典型亜群集」があり、一部に「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」及び「ハンノキ群落」が分布しています。 調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」に記載された神奈川県のレッドデータ植物群落(群落複合)や、「神奈川県レッドリスト<植物編>2020」に記載された植物群落、「自然環境保全基礎調査」により選定された「特定植物群落」は存在しません。なお、調査区域周辺で確認されている注目すべき種として、イタチの哺乳類1種、ヤマドリやタカブシギ等の鳥類12種、コイやアブラハヤ等の魚類5種、マシジミ、ハグロトンボの底生生物2種が確認されています。
人口、産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> 泉区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向です。戸塚区では、人口、世帯数ともに増加傾向です。 泉区では、事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」が最も多く、戸塚区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多くなっています。
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の周辺は第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、市街化調整区域に指定されており、対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されています。
交通、運輸の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域には、対象事業実施区域を南北に通過する県道402号(阿久和鎌倉)があり、続いて県道403号(菖蒲沢戸塚)があります。また、対象事業実施区域の北側には県道22号(横浜伊勢原)が、西側には環状4号線が、南東側には国道1号線があります。 バス路線は天台観光、神奈中バスの2社が運行しています。 鉄道は相鉄いずみ野線及び市営地下鉄ブルーラインがあります。
公共施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、泉区では保育所・幼稚園・認定こども園が32施設、小学校が8校、中学校が4校、高等学校が1校あります。戸塚区では保育所・幼稚園・認定こども園が16施設、小学校が9校、中学校が5校、高等学校が2校、専修学校が1校、大学が1校あります。 調査区域において、泉区には主な医療機関はありません。戸塚区には主な医療機関が4施設あります。 調査区域において、泉区には区役所が1施設、消防署が2施設、郵便局が3施設あり、戸塚区には警察署が1施設、消防署が2施設、郵便局が5施設あります。 調査区域において、泉区では主な福祉施設等が33施設あり、戸塚区では24施設あります。

表 3.3.1 (2) 地域特性の概要

項目		地域特性の概要
公共施設等の状況		<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、泉区では地区センターやコミュニティハウス等の市民利用施設が12施設あり、戸塚区では5施設あります。 調査区域において、泉区では主な公園・緑地等が43施設あり、戸塚区では60施設あります。
文化財等の状況		<ul style="list-style-type: none"> 調査区域に複数の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域にはありません。 調査区域に複数の埋蔵文化財包蔵地がありますが、対象事業実施区域にはありません。
公害等の状況	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しており、微小粒子状物質は、環境基準に不適合の年度がありますが、平成28年度以降は環境基準に適合しています。一般局（戸塚区汲沢小学校）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準に適合しています。自排局（戸塚区矢沢交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合しています。なお、光化学オキシダントは、平成27年度から令和元年度の経年変化をみると、一般局（泉区総合庁舎及び戸塚区汲沢小学校）において、全ての年度で環境基準に不適合ですが、これは全国的にも同様の傾向です。
	水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から令和元年度の河川の水質測定結果の経年変化をみると、境川（高鎌橋）において、水素イオン濃度指数、生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び溶存酸素量は、環境基準に適合しています。 平成25年度以降に公表されている測定結果報告書によると、平成25年度、平成27年度、平成28年度、令和元年度において、調査区域で地下水の水質が測定されています。そのうち、平成27年度及び平成28年度の和泉町において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、環境基準に不適合の地点があります。
	騒音	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通騒音について、平成27年度をみると、県道22号（横浜伊勢原）において、昼夜ともに環境基準に不適合です。県道402号（阿久和鎌倉）及び県道403号（菖蒲沢戸塚）において、昼夜ともに環境基準に適合しています。 一般環境騒音について、平成27年度をみると、泉区和泉町、泉区中田南二丁目、戸塚区汲沢二丁目及び戸塚区深谷町において、昼夜ともに環境基準値に適合しています。戸塚区戸塚町において、昼夜ともに環境基準値に不適合です。
	振動	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、令和3年4月現在、振動の測定地点は設定されていません。
	土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。なお、公園事業の対象事業実施区域内に形質変更時要届出区域が1箇所存在します。また、平成28年度に対象事業実施区域周辺において土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（資料編：資料1～5参照）。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> 調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。
	地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の地盤沈下の状況は、泉区では観測した水準点11点及び戸塚区で観測した水準点5点いずれも沈下点はありません。

表 3.3.1 (3) 地域特性の概要

項目	地域特性の概要
災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はありません。 ・調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域がありますが、対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域の指定はありません。 ・調査区域は、境川や和泉川、宇田川の周辺に浸水想定区域（洪水）が指定されていますが、対象事業実施区域には、浸水想定区域（洪水）の指定はありません。また、調査区域には、浸水想定区域（内水）に指定されている区域があり、対象事業実施区域においても浸水想定区域（内水）の指定されている区域があります。 ・調査区域で、地震発生時の液状化危険度は、大部分が「液状化危険度は低い」もしくは「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、「液状化危険度は低い」は、河川に沿う形で分布しています。対象事業実施区域は、大部分が「液状化危険度はかなり低い」に指定されており、一部に「液状化危険度は低い」に指定されている区域があります。
廃棄物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.0 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約+2.2%）しています。
法令等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な関連法令等があります。本事業実施に当たっては、これらの関連ある法令等を遵守します。